

○松田山ハーブガーデンの設置及び管理に関する条例

(平成9年3月31日条例第5号)

改正 平成18年8月7日条例第24号 一年一月一日条例第一号

(趣旨)

第1条 この条例は、松田山農業環境総合整備事業により整備した松田山ハーブガーデン(以下「ハーブガーデン」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び目的)

第2条 松田山農業の振興を図るとともに、都市と農村の交流事業を推進するための拠点として、ハーブガーデンを次のとおり設置する。

- (1) 名称 松田山ハーブガーデン
- (2) 位置 松田町松田惣領 2951 番地
- (3) 施設名 農村景観活用交流施設(ハーブ園)
農林漁業体験実習館(ハーブ館)
体験農業関連機械施設(温室)
倉庫及び休憩施設(グリーンハウス)

(管理の代行)

第3条 町長は、ハーブガーデンの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に施設の管理を行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に第2条に定める施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) ハーブガーデン施設の維持及び管理に関する業務
- (2) 農産物等の展示、加工及び販売に関する事業
- (3) 料理及び飲食の提供に関する事業
- (4) その他設置目的達成のために必要な事業

(行為の禁止)

第4条 ハーブガーデン内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変形し、又は工作物を設置すること。
- (3) 樹木又は草木を採取すること。
- (4) 許可なく広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
- (5) 許可なく物品の販売をし、又は金品の寄附募集行為をすること。
- (6) 前5号に定めるもののほか、町長が不相当と認める行為

(入園の拒否)

第5条 町長は、ハーブガーデン内において、秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者に対して、入園を拒むことができる。

(損害賠償)

第6条 入園者は、施設又は設備を損傷し、若しくはき損したときは、町長の認定するところによりその損害を賠償しなければならない。

(賠償の責任)

第7条 ハーブガーデン内において、天災その他の不可抗力により生じた損害及び車両相互の接触、盗難等町の責によらないで生じた損害については、町は当該損害の責任を負わない。

(指定管理者の管理に係る読替え)

第8条 ハーブガーデンの管理を第3条第1項に規定する指定管理者が行う場合においては、第4条、第5条及び第6条中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第9条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内で、規則で定める日から施行する。

(平成9年規則第10号で平成9年6月1日から施行)

附 則(平成18年8月7日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前になされた届出、申込みその他の行為は、この条例による相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(一年一月一日条例第一号)

この〇〇は、公布の日から施行する。